

上越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日提出

上越市教育委員会教育長 早川 義裕

上越市教育委員会規則第4号

上越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上越市学校運営協議会規則（平成24年上越市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第4号の事項については、小学校及び中学校に限るものとする。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。